

2019年2月7日

森脇 久紀

まず、7月豪雨災害で被災された方々への支援についてうかがいます。

## 1、7月豪雨災害被災者への支援について

### (1) さらなる策

今年7月豪雨災害をはじめ、地震、台風など全国で大きな被害が発生しました。岡山県も被災された方々へ、弔慰金や見舞金の支給を含め様々な支援をおこなっており、これには感謝しています。一方、他県の被災者支援策を調べてみますと、人的被害や家屋の被害状況に応じた手厚い弔慰金や見舞金、国の生活再建支援金への上乗せ支援など、独自の支援制度がつくられています。「災害に強い県」というのは、必要な防災対策がおこなわれていると同時に、災害に見舞われた場合の支援が充実し、復興・復旧にとりくめるというのもひとつの要素だと思います。県内でも、独自の支援がある市町村もありますが、県としても、さらなる策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。知事にうかがいます。

### (2) 奨学金制度の運用

県教委は、被災された高校生への奨学金制度創設を要求しています。それ自体、たいへんうれしいことですが、対象は市町村民税非課税世帯となる計画のようです。災害によって多くの世帯が大きな損害を被っています。確定申告により非課税となる場合があることについて周知することも含め、必要とする方がより多く利用できるような運用に努めていただきたいのですが、いかがでしょうか。教育長にうかがいます。

### (3) 私学補助

高校や大学の受験シーズンがはじまっています。被災した受験生が県立中学や県立高校、県立大学を受験する場合の受験料、入学金については、2019年度入試で減免がなされておりますが、私学は学校によってその対応が異なります。さきほどの荒島議員の質問と一部重なりますが、私学が受験料等を減免する場合にはそれらを補助する制度をつくってはいかがでしょうか。知事にうかがいます。

## 2、障害のある人の避難行動「セルフプラン」作成推進事業について

### (1) 取り組み等

次に、防災関係の重点事業である「互いに助け合う取組の促進」のうち、障害のある人の避難行動「セルフプラン」作成推進事業について伺います。「『セルフプラン』の作成を障害者団体等が支援する」とありますが、障害者団体へのいわゆる「丸投げ」にならないように、また、県が依頼を考えている障害者団体等に所属していない要援護者にも支援の手が届くようにすることが必要だと思いますが、どのように取り組まれるのでしょうか。さらに、「セルフプラン」作成段階から居住する地域の方々との連携が大切だと思います。この点をどう考えているのでしょうか。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

### (2) 職員配置

「丸投げ」にならないようにすること、居住地域での連携・支援を確かなものにするためには、マンパワーが必要です。非常勤も含め、県と市町村が連携してこの仕事に専念できる職員を配置していただきたいと思いますが、知事の考えをお示してください。

### 3、小児医療費公費負担制度等について

次に、小児医療費公費負担制度と心身障害者医療費公費負担制度についてうかがいます。

今年もインフルエンザが猛威をふるっています。先日、子育て中のお母さんたちが約1万3千筆の署名をもって、医療費無料化の対象年齢を広げてほしいと要望されました。子どもが病気になったとき、安心して病院にかかることができる、子どもの命と健康をしっかりと守る制度を県としても支援することが必要です。通院についても、せめて小学校卒業まで無料、あるいは軽減措置を講じていただきたいのですが、いかがでしょうか。

障害のある方々の多くは低所得で、障害ゆえに病気にかかりやすい傾向があります。医療費の本人負担は原則無料にするべきです。いかがでしょうか。せめて障害のある子どもは、高校卒業年齢まで無料にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。あわせて知事にうかがいます。

### 4、障害福祉サービスについて

次に、障害のある方々の障害福祉サービスの利用についてうかがいます。岡山市が65歳になった重度障害の方に対し、障害者総合支援法の「介護保険優先」原則にもとづき障害福祉サービスの利用を打ち切ったことを違法として争っていた裁判は昨年12月13日、広島高裁岡山支部において、原告勝訴の一審判決を支持する判決が出されました。岡山市は同17日、市長が上告を断念すると表明しました。

判決は、原告にとって介護保険サービスの利用料負担が「大きかったことも認められる」として、市の処分は「裁量権の範囲を逸脱し、または濫用にわたるものであって、違法」だと指摘し、市の不支給決定は「国家賠償法上も違法」としました。

そこでうかがいます。原告が裁判をおこなわざるを得なかったのは、岡山市の間違った判断とともに、県に対する審査請求において岡山市の判断を「問題ない」としたことも原因です。県としても、裁判の結果を真摯に受け止める必要があります。

判決を踏まえて、運用の見直しが必要だと思います。障害福祉サービスを利用していた方に対し、65歳を過ぎても必要なサービスを利用できるようにすること、また、障害福祉サービスと併用または単独で介護保険制度によるサービスを利用する場合、その利用料負担は無料にすること、これらを全ての市町村に徹底することを求めますがいかがでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

### 5、確かな学力の向上について

次に教育委員会の重点事業のうち「確かな学力の向上」についてうかがいます。新規事業として「学力定着状況確認テスト」が計画されています。小学校4年生から中学校2年生の国語、算数・数学のテストを秋に実施し、学力の状況を確認。年度内にその学年の学習内容の確実な定着を図るとされています。すでにおこなわれている県学力・学習状況調査とあわせ、テストで競い合わせることにさらに拍車がかかります。全国学力テストに現れるのは「学力」のごく一部分であることは文部科学省も認めており、そのことに一喜一憂することはもうやめるべきだと思います。

また同じ重点事業で、「授業改革推進リーダー・推進員」の拡充も計画されています。中学校における「岡山型学習指導のスタンダード」の徹底、B問題に対する活用力向上のための授業改革を推進する、そのためのリーダー・推進員は、貴重な存在である定数内の先生を26人も充てるとのことです。また、そもそも「岡山型学習指導のスタンダード」を徹底することに意味があるのか、その検証もされていません。

このような点数競争は中止し、正規の先生を増やし、子どもの学ぶ喜び、知る喜びを大きくするための支援に予算配分を改めるべきではないでしょうか。教育長にうかがいます。

## 6、外国人人材受け入れ拡大への対応について

次に、外国人材の受け入れ拡大への対応についてうかがいます。

岡山労働局の調査によると、昨年10月末現在の外国人労働者を雇用する事業所は2296ヶ所で前年同期比14.4%、289ヶ所の増、外国人労働者数は16297人で、前年同期比18.7%、2570人の増とのことです。このうち在留資格が技能実習の方は、7704人で、前年同期比15.9%、1059人増、外国人労働者全体の47.3%を占めています。

先日（1月31日付）の山陽新聞には、外国人技能実習生を雇用している県内の事業所で、2017年度に時間外労働や賃金不払いなど法令違反があったのは立ち入り調査対象の約60%を占めたとの報道がありました。昨年の国会で議論が白熱した改正入管難民法が今年4月から施行されることもあり、このような問題を早期に解決することが求められます。また、雇用問題に限らず、外国人労働者の受入に当たっては、在留手続きや、医療・福祉、子育ての問題など、コミュニケーションの難しさから課題が山積しています。こうした中、先般、県においては「岡山県多文化共生総合相談センター（仮称）」を設置し、外国人材受入れの環境整備を進めると発表しました。設置に当たっては、労働局、入国管理局などとの連携や、技能実習生など外国人労働者への周知が必要と考えられますが、新たに設置するセンターでは、どの様に相談にのり、支援する取組を行っていくのか、知事の考えをお示してください。

## 7、地球温暖化防止対策について

### (1) 温室効果ガス排出量削減目標の見直し

最後、地球温暖化防止対策についてうかがいます。2015年12月の「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑制することを全体目標に、1.5度未満への目標を努力目標としました。その前後から、世界では、脱炭素、つまりCO2排出ゼロ、再生可能エネルギー100%を目標にした自治体のとりくみが広がっています。岡山県でも、「脱炭素」社会に向けた目標をかかげ、地球温暖化防止の取組をさらに加速させるべきではないでしょうか。県の温室効果ガス排出量の削減目標の見直しについて知事の考えをお示してください。

### (2) 県の取り組み

知事部局、教育庁、警察本部等の事務事業については、岡山県クール・エコ・オフィス・プランにもとづき、温室効果ガス排出量削減の様々な取組がおこなわれているところですが、地球的規模で考えると現状に安住せず、さらなる取組が求められます。たとえば、省エネ性能の高い設備への更新についても計画的に予算化し実行することが必要です。また、すでに行っている施設もありますが、再生可能エネルギーの割合が高い電力会社への変更、屋上への太陽光パネルの設置なども有効だと思います。さらに県のとりくみの成果を市町村や県内企業に広げることも大事な役割だと思います。このような観点で、県として今後どのような取組をおこなわれるのでしょうか、知事にうかがいます。

以上で演題からの質問を終わります。

(知事答弁)

共産党の森脇議員の質問にお答えいたします。

まず、7月豪雨災害被災者への支援についてのご質問であります。

さらなる策についてであります。今後、復興が進む中で、被災者の支援ニーズの変化に伴いきめ細やかな対応がより重要になってまいります。

現在、市町村において、生活再建に向けたニーズの把握が進められているところであり、その内容や他県の支援策なども参考にしながら、被災者が1日も早く普段の生活を取り戻せるよう、市町村と連携し、必要な支援策を検討してまいりたいと存じます。

(教育長答弁)

まず、奨学金制度の運用についてであります。被災された非課税世帯の生徒はもとより、保護者が亡くなられたり、失業されたことなどにより、非課税世帯相当となった生徒も対象とすることを考えております。

募集にあたっては、確定申告のことも含め、説明会などを通じ対象となる生徒に漏れのないよう周知を図り、申請書類等についても、状況に応じた柔軟な対応を行うなど、適切な運用に努めてまいりたいと存じます。

(知事答弁)

次に、私学補助についてであります。県では、平成30年7月豪雨災害で被災した児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料の減免を支援する制度を昨年9月に創設したところであります。

県としては、お話の補助制度を作ることは考えておりませんが、授業料の減免を支援する制度を引き続き来年度まで特例的に実施してまいりたいと存じます。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

まず、障害のある人の避難行動「セルフプラン」作成推進事業についてのご質問であります。取組等についてであります。今回の豪雨災害では、個々の障害種別や特性によって、それぞれ避難行動に大きな課題があったとの意見を、多くの障害者団体等からお聞きしており、障害のある人1人ひとりが特性に応じた避難プランを考えておく必要があると感じたところであります。

このため、この事業では、県が、市町村や地域住民、障害者団体などに働きかけて、課題の共有や意見交換を進め、セルフプラン作成のための手引きを作り、これらの関係機関へ広く普及することで、全ての障害のある人のプラン作りを支援していきたいと考えております。

(知事答弁)

次に、障害のある人の避難行動「セルフプラン」作成推進事業についてのご質問であります。

職員配置についてであります。この事業は、障害のある人の個々の特性に応じた避難行動プランを作るための手引きを作成するものであり、実施にあたっては、県が、市町村や地域住民、障害者団体などと連携しながら行うこととしており、現行の体制で実施可能と考えております。

(知事答弁)

次に、小児医療費公費負担制度等についてのご質問ありますが、これらの制度は、医療費の自己負担を軽減することで、対象者の保健福祉の向上に資することを目的としております。

お話のようなご意見があることは承知しておりますが、これまで、給付と負担の公平を図り、持続可能なものとなるよう制度を運用してきたところであり、給付対象の拡大等については、慎重に検討すべき課題であると考えております。

(保健福祉部長答弁)

次に、障害福祉サービスについてのご質問であります。障害のある人が65歳を迎えた際の制度の適用については、これまでも、国の通知等に基づき、個々の利用者の実態に即した適切な運用が図られるよう、担当者会議等を通じて市町村に周知しているところであります。

また、今年度から、一定の要件に該当する高齢障害者の方には、介護保険サービスを利用した場合の利用料負担を還付する制度が導入されたところであります。

このたびの判決を受け止め、65歳を過ぎても必要なサービスが受けられるよう、市町村に対し、制度の適切な運用を周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(教育長答弁)

次に、確かな学力の向上についてであります。全ての子どもに一定水準の学力を身につけさせるためには、岡山型学習指導のスタンダードに基づく授業改善を進めるとともに、その中核となる教員の配置により、改善の取組を地域全体に拡げることが有効と考えております。

また、秋の確認テストは、学力定着状況の確認やそれを受けての授業改善等を徹底するためのものであり、こうした取組を通じ、子どもたちが学ぶ喜びや達成感を感じることができるよう、努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(知事答弁)

次に、外国人材受入拡大への対応についてのご質問であります。県では、今年4月から、岡山国際交流センター内に「岡山県多文化共生総合相談センター(仮称)」を開設し、相談対応の専任スタッフの配置や、対応言語の拡充などにより、雇用問題を含む相談体制を整備したいと考えております。

今後、労働局や入国管理局をはじめ、市町村や関係団体と連携しながら、外国人労働者等への周知を図るとともに、適切な相談対応を行ってまいりたいと存じます。

(知事答弁)

最後に、地球温暖化防止対策についてのご質問であります。

温室効果ガス排出量削減目標の見直しについてであります。岡山県地球温暖化防止行動計画は、パリ協定の採択後に国が策定した計画を踏まえ、平成29年3月に見直しを行ったところであります。

そのため、直ちに削減目標を見直すことは考えておりませんが、将来の脱炭素社会を見据え、現計画の目標達成に向けた施策の展開に努めてまいりたいと存じます。

次に、県の取組についてであります。県では、クール・エコ・オフィス・プランに基づき、高効率な設備等への切替えや、電力購入時における電力会社の温室効果ガス削減に向けた取組の評価、太陽光発電など新エネルギーの導入等に取り組んでいるところであり、その成果については県ホームページへ掲載するとともに、会議や研修会の場で市町村等への紹介に努めているところであります。

引き続き、県自らが積極的な率先行動を示すことにより、地球温暖化防止に向けた取組を促してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員 再質問)

ご答弁ありがとうございました。たくさんあるのですけれども、時間も限られておりますので、要件を絞って再質問させて頂きたいと思っております。

最初に被災者の方々への支援ということで、今後も必要な支援も検討していくというご答弁を頂きました。大変心強く、またうれしく思っているところです。色々なやり方があると思うんです。これまである制度を、この人たちにきちんと周知して頂いて、みなさんが利用できるようにしてもらおう。あるいは制度の運用を改善をしながら、大勢の人達が救われるようにしてもらおう。また、場合によっては他県の取り組みにならないうちで、新たな制度を創設するというのも必要でしょうし、また被災者の方々へのアンケートなども頂いていると思っておりますが、その中に載せられた声もしっかりニーズを把握して頂いて、施策に活かしていくという事なども必要かと思っております。どのようなことを考えていらっしゃるのか、少しご説明頂けることがありましたらお願いしたいと思っております。

(知事)

豪雨災害被災者への支援について、今どのように考えているのか。とくにこれまで言ってこなかったことについて何かここで新たに解禁することはないかという事でございました。だいたい私は何か隠しているというよりは、考えていることは今回の予算案でお出ししている訳でありますけれども、とにかく災害というものは日本はありとあらゆる種類の災害が高い頻度であるわけでありまして、これをすべて防ぐという事はなかなか難しいわけでありまして。個人からすれば、色々個人で気を付けても遭うときには時にはあってしまうというのが災害でありまして、そういう時に、困ったときはお互い様と。運が良くてそういう災害に遭わなかった人たちが、もしくはそういう人たちの税金を使って運悪くそういう災害に遭ってしまった人を助けるというのは、これまでずっと日本で続けられてきたことであります。そういう事で、国の制度も整備をされてきたわけでありまして、私の立場としてぜひこういったお互いの共同意識に基づいた、被災者に対する支援というものをしっかりしていかなければならないと。こういう思いで今回の予算編成にも取り組んだところでございます。今、見えていることについては、そこそこ対応できる体制を今回の予算でもとったのではないかと自負しているところでありますけれども、またこの復旧、復興のステージが進むにつれて、今の時点で見えていなかった、もしくはここまで深刻だと思わなかった問題が顕在化することも十分考えられるわけでありまして、その時に応じてきちんとした適切な対応をとって参りたいと存じます。

(森協議員)

ありがとうございます。ぜひよろしくお願い致します。

(森協議員 再質問)

次の質問に移りますが、小児医療費公費負担制度について今回も質問させて頂きました。市町村の取り組みがどうなっているかということで、少しここで改めて調べてみたのですけれども、5年前と比べても、随分と市町村では年齢拡大が進んでいるということが、これ県のホームページに一覧表が出ておまして、よく見ております。5年前には大部分の所が中学校卒業まで無料、対象になっていたのですけれども、今、高校卒業まで、あるいは18歳まで無料対象にするということがすでに11市町村で行われているという状況になりました。これは、子育ての支援、あるいは子どもたちの命と健康を守るという点で、この制度の拡充が重要だという判断をされているのではないかなと思うのですね。市町村が先に行っていますから、県がここで拡充されれば、市町村が財政的に助かる。またそこで助かった分が、他の市町村の施策の充実につながっていくという事に期待している訳ですけれども、今年度、倉敷市の補助率が改善されて、たぶん倉敷市にとっては大変うれしかったのではないかなと思うのですけれども、それと同じように他の市町村にも喜んでもらえるような制度に向けて検討ができないでしょうか。もう一度お願いしたいと思います。

(知事)

小児医療費公費負担制度について、さらなる改善ができないのかという事でありましてけれども、色々な方のいろいろなご意見があるということは、承知しているわけでありましてけれども、これが、先ほど答弁した通り、言われればそうでありましてけれども、この給付と負担の公平を図ること、それから持続可能なものにするという、大変大きな問題がありますので、給付対象の拡大をするかどうかという事については、慎重に検討しなければいけないと考えております。以上でございます。

(森協議員 再々質問)

慎重に検討しすぎて橋を壊してしまうことにならないように、ぜひお願いしたいのですけれども、私ども、せめて、障害のある子どもさん、今、医療費無料化の対象にもならないし、障害者に対しては1割負担という事になっていますから、その軽減策も講じてもらえないような方、子どもたちですね。そういう対象の方もいらっしゃるのですけれども、28年の9月議会で氏平議員が質問した際に、粗い試算だけれどもということで、障害のある子どもさんについてせめて高校生まで無料にする必要な経費は、1,400万円というふうに知事はお答えをされております。記憶にあると思いますけれども、県全体の予算にしてみたら、0,002%ほどなんですね。せめてここだけでも、なんとか障害のある子どもさんたちを救う、これもやはり社会全体で救うという一つの表れだと思いますし、そんなに大きな制度存続が危ぶまれるような負担にはならないと思うんですよね。命を守るという点で、どうでしょうか。

(知事)

障害者についてどうなのか、ということでありましてけれども、この制度重度の障害がある方が、医療を受診しやすい環境整備をするものであります。自己負担を原則1割とし、さらに所得の低い方には負担の上限を特に低く設定し配慮しているということでありまして。その、無料化をすすめられないのかということでありまして、やはり給付と負担の公平をはかり、制度を持続可能なものとするよう運用してきたところであります。拡充等については実施主体である市町村を含

め、財政負担を伴うという事もございます。慎重に検討すべき課題であると考えております。

（森協議員 再々質問）

先ほども言いましたように、すでに高校生まで無料になっている市町村は 11 ありますから、そこは逆に財政が助かるという事になりますね。それ以外の所も、そんなに大きな負担にはならないという風に思います。何よりも、障害というのはそれぞれ個人の責任ではないわけですから、社会全体でそれを支えていく、病気になった時くらいは安心してお医者にかかれるような制度を作っていくというのは行政の責任だと思います。ここだけでも、何とか拡充をしてお子さんたちを守っていこうという姿勢を伝える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

（知事）

これについては引き続き、慎重に検討していきたいと思っております。以上でございます。

（森協議員 再質問）

障害のある方の避難行動、セルフプランの作成についてですけれども、職員の配置ということで質問させていただきました。保健福祉部長のご答弁にありましたように、行動するのに障害の特性に応じたプランを作る必要があるということを感じられて制度の実施しよう。これは私も歓迎をするところなのですね。同時に、地域の方々とも連携をしながら、障害についてよく御存じの団体の方たちとも連携をしながらやっていこうということなのですから、具体的にひとりひとりに応じたプランを作っていくことだと思いますと、かなりの能力、あるいは労力が必要になってくると思うんですね。それをサポートするのに、単なるマニュアルを作って、これを見なさいということであれば今いる職員で足るのでしょうけれども、それじゃあいけないと思うんですね。やはり、プランが確実に作れるように、地域とも連携できるように、支援をする。そこまで見届けないといけないのではないかなと。質問でも言いましたけれども、なんにも正規の職員さんを雇用する必要はないと思います。一時的なそういう知識を持った人を募集して、理解いただけるなら非常勤、また理解いただけるならボランティアということもあるかと思っておりますけれども、そういう体制をきちんと確実にとるという事が、何よりも大事じゃないかなと思います。そのあたりいかがでしょうか。

（知事）

セルフプラン作成するのは、大いに結構だけれども、大変な大きな仕事で、とても今の人数でできると思わないのだが、というお話でありましたけれども、この事業、我々が今思っておりますのが、個々の計画そのものをつくるという事ではなく、作成のための手引きをつくるということを考えているところでございます。しかもまた、我々で全部やろうとするということではなく、市町村であるとか、障害者団体、障害福祉サービス事業所、地域自立支援協議会など色々な皆さんと連携して行うということで考えておりますので、今の体制でもできると考えております。

（森協議員 再々質問）

再々質問ですけれども、まず手引きをつくるという事で、それ自体は大事なことだと思います。同時に、住民の方々、障害のあるの方々、お年寄りの方々を含めて、自分はどのように行動すればいいのか、そのためにどうすればいいのか、専門的な知識を持った人のアドバイスを受けながら、自分のプランを作りたいと思っている方もたくさんいらっしゃるでしょう。手引きを作るからそ



れを見て自分で作れ、それで作れる方はそれでいいと思います。そうじゃない方を置き去りにしない、丸投げにしないということが大事だと思うんです。手引きを作る作業と同時並行で、今先ほど先ほど高原議員の質問にもありましたけれども、今、そういう機運の高まっている時期ですから、今この時期にしっかりやる事が大事ではないでしょうか。また、今日の議論の中でも、自助共助という事がいくつか出てきましたけれども、自助共助、これも大事なことです。だけれど、自助共助の機能が十分生かされるようにするためには、平時の段階でしっかりとした公助があってこそだと思うのですよね。その、公助の役割を發揮するためにも、必要なマンパワーを確保しながら支援をしていくということが大事なかなと思いますが、もう一度お願い致します。

(知事)

今回のセルフプラン作成推進事業、折角いいことをやろうとしているのに、甚だ中途半端ではないかというご質問と解釈しておりますけれども、理想を考えると中途半端に見えるかもしれません。今回の豪雨災害にあたって、やることは山積しております。そもそもこの堤防、崩れた所を次の出水期までに直さなければいけない。あと、ここは改良復旧をしなければいけない。今回はぎりぎり助かったけれども、もう少し、あと数時間雨が長引いていたらここも危なかったという所も手当していきたい。実はやりたいことが多々ある中で、その、でもそうは言ってもここにはとっかかりをつけていきたい。ここについても、我々意識をしているということはきちんと示したい、ということは今回の総括協議会でも本当はもう少しきちんとやったらどうですかと、箇所を増やしたらどうですか、というご批判はあるかとも思いつつも、色々な案を上げたところでございます。本当に、どうせやるのならあと一歩進めて、案を作っておけばいいんだろうなということは、その方向性については私自身の思いもかなり近いのかなと思いますけれども、逆にそれくらいやらないと今回の予算に載せられないだろうという事にすると、たぶん今回チャレンジすることにした項目がグッと減っていた可能性があった訳でありまして、私とすれば、あえてそのハードルを低くしたことも感じ取っている訳でございます。始めることによって、これから少しずつ、理想に近づけたいと思っております。

(森協議員)

ありがとうございました。取組みを進めるうえで、また課題も見えてくると思いますから、課題が明らかになった時には、是非とも力を頂きたいと思っております。

(森協議員 再質問)

最後になると思いますけれども、外国人の受け入れに関する相談窓口の設置、大変この取り組みについては感動も、そしてまた歓迎、ありがたく思っているところでございます。

4日におこなわれた知事の記者会見の発言も、ホームページで読まさせていただきました、外国人の方が何かの縁で岡山を選んでくださったと、日本に来て良かった、岡山に来て良かったと言ってもらえるような、しっかりとした支援をとり組んでいきたいと、本当に共感できる部分だと思いました。ぜひ、がんばって頂きたいと思っております。

これも進捗状況に応じて、拡充していく必要があれば拡充していくというふうになるんだと思いますけれども、色々な相談が入ってくると思うのですよね。まったくわからない所で生活されるわけですから。その相談に寄り添いながら、色々な機関につないでいくという役割を果たして頂く相談員だと思いますし、相談員さんたちに過度なストレスにならないような配慮をしながらの配置というのも大事だと思っております。そのあたりどうでしょうか。

(知事)

多文化共生総合センター、仮称でありますけれども、運営するにあたっては、相談員のストレスといったもの、過度な負担にならないようにするべきではないかということでございます。まったくその通りでありまして、例えばどうなのでしょう。これまでも付き合いが長かった国であればだいたいどんな感じの相談がある。これまで、どういうタイプの誤解があるんだってことが蓄積されてきたんだと思うのですけれども、これから、これまであまり深いお付き合いがなかった国、の方々が来られることも十分考えられるわけでありまして、今の状態でどういう相談、どういうトラブルが持ち込まれるか分からない中でのスタートという事になりますので、これも歩きながら考えるということだと思えます。そういった、色々なことを心配しながらも総合的に大局的に我々の国を少しこれまでよりは開いていく判断を国会の方でしたわけでありまして、岡山県としてもしっかり対応しなければならないと思っておりますし、その際の相談員の皆さんをはじめ、関係する皆さんのことはきちんと配慮しなければいけないと考えています。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございます。最後もう一つなのですけれども、先ほど質問で紹介させて頂いた山陽新聞の記事にですね、労働問題の違反、事業所の数が岡山県内にある全ての労働基準監督署にわたって、岡山、倉敷などすべての労基署所管する事業所に違反の件数があるんですね。そういう地域にもきちんと作っていくという事も必要だと思うのですが、そういう相談状況、あるいはどの地域から相談があるのかってことも県としてもきちんと把握するような体制にして頂きたいと思えます。これは要望です。